

国王尚円の、謝恩のため長史李榮等を遣わす符文

(一四七六、九、一五)

琉球国中山王尚円、謝恩の事の為にす。

今、特に長史李榮・使者談瑪巴等を遣わし、表文一通を齎捧し、
寿字号海船一隻に坐駕し、馬一十五匹・硫黄二万斤・鍍金銅結束
螺鈿鞞鞍刀四把・鍍金銅結束黒漆沙魚皮鞞螺鈿鞞腰刀四把・象
牙二百斤・檀香二百斤・束香二百斤・丁香三百斤・胡椒一千斤を
装載し、京に赴き謝恩し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる
外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得し
むる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 李榮

使者三員 談瑪巴 杜那琦 賈慈埵

通事一員 林英

人伴二十一名

国王附搭の蘇木五千斤・胡椒一千五百斤

成化十二年(一四七六)九月十五日

右の符文は長史李榮及び通事林英等に付し、此れに准ぜし

む

謝恩の事符文

注*この入貢については『明実録』成化十三年三月壬申の条に記事がある。

世子尚真の、請封のため長史梁応等を遣わす符文

(一四七七、八、二〇)

琉球国中山王監国の世子尚真、王爵を襲封するを請う等の事の
為にす。

今、特に長史等の官の梁応等を遣わし、表文一通を齎捧し、義
字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤・腰刀二把を装
載し、京に赴き事を奏し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる
外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅延して便ならざるを得し
むる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁応

使者三員 泰那 呉是佳 万務

通事一員 梁徳

人伴二十一名

監国の世子附搭の蘇木五千斤・胡椒一千五百斤

成化十三年(一四七七)八月二十日

右の符文は長史梁応及び通事梁徳等に付し、此れに准ぜし

む
王爵を襲封するを
請う等の事の為にす 符文

注*この入貢については『明実録』成化十四年四月甲辰の条に記事がある。

1-23-13

世子尚真の、請封のため使者亜蘇等を遣わす符文

(二四七七、八、二〇)

琉球国中山王監国の世子尚真、王爵を襲封するを請う等の事の為にす。

差同の使者亜蘇及び泰那・達魯每等は、共に表文一通を齎す。礼字号海船一隻に坐駕して馬八匹・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き事を奏し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅延して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 亜蘇 倪始 滿嘉尼

通事一員 程璉

人伴一十一名

監国の世子附搭の蘇木五千斤・胡椒一千五百斤

成化十三年(二四七七)八月二十日

右の符文は使者亜蘇・通事程璉等に付し、此れに准ぜしむるを請う事の為にす 符文

注(1) 程璉 生没年不詳。成化年間より朝貢に従事し、弘治十年頃に正議大夫に陞る(二四一四)(二八三六)参照。正徳四年の派遣を最後として史料に名がみえなくなる。

1-23-14

世子尚真の、請封のため使者達魯每等を遣わす符文

(二四七七、八、二〇)

琉球国中山王監国の世子尚真、王爵を襲封するを請う等の事の為にす。

差同の使者達魯每及び泰那・亜蘇等は、共に表文一通を齎す。勝字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き事を奏し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅延して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 達魯每 武志麻 錢縁

通事一員 梁正